

C 転勤→特別徴収継続の場合

記載例③

【注意】

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿		所在地		〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地												特別徴収義務者指定番号		99999			
令和3年11月4日提出		フリガナ		マルマルショウジ (カ)												宛名番号		123456-7			
給与支払者 (特別徴収)		氏名又は名称		〇〇商事株式会社 (代表印)												所属		経理課			
給与受給者		個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4												担連当格者先		氏名		小堤 次郎	
フリガナ		イバラキ ハナコ		特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法							
氏名		茨城 花子 旧姓 (千葉)		6 月から		11 月から		3 年		2		1. 退職		1. 特別徴収継続							
生年月日		昭和33年3月3日		10 月まで		5 月まで		10 月		31 日		2. 転職・長欠		2. 一括徴収							
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4										3. 死亡									
受給者番号												4. 死									
												5. 支払少額・不定期									
異動後の住所				72,000 円		30,000 円		42,000 円													

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

新しい会社で特別徴収を開始する月(11月)とその月割額を記載します。

◎転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入してください。)

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 6,000 円を							
特別徴収義務者指定番号		新規		法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4												11 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
所在地		〒283-0000 千葉県東金市〇〇〇〇番地		担当者連絡先		所属氏名		経理課		受給者番号									
フリガナ		マルマルショウジ チバシデン		氏名又は名称		〇〇商事 千葉支店 (代表印)		東西 太郎		1234-56-7890 内線(123)		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		1 有印を記入 1. 必要 2. 不要					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合				徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、			
理由		1. 異動が令和3年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		月 日		円		〇 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。			
		2. 異動が令和4年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合												※市町村記入欄			
理由		1. 異動が令和3年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		1. 必要 2. 不要											
		2. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため													
		3. 死亡による退職であるため													

【提出先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ

指定番号は市町村ごとで異なります。

特別徴収税額通知書の「適用」に記載の数字を必ず記入してください。

記載内容について応答できる方の連絡先を記入してください。

年の1月31日までに給与支払報告書(給)

1 2

出のボールペン又は黒いボールペンで記載してください。

1. 月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 死亡による退職であるため

4. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

5. 異動が令和3年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

6. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

7. 死亡による退職であるため

8. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

9. 死亡による退職であるため

10. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

11. 死亡による退職であるため

12. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

13. 死亡による退職であるため

14. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

15. 死亡による退職であるため

16. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

17. 死亡による退職であるため

18. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

19. 死亡による退職であるため

20. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

21. 死亡による退職であるため

22. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

23. 死亡による退職であるため

24. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

25. 死亡による退職であるため

26. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

27. 死亡による退職であるため

28. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

29. 死亡による退職であるため

30. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

31. 死亡による退職であるため

32. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

33. 死亡による退職であるため

34. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

35. 死亡による退職であるため

36. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

37. 死亡による退職であるため

38. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

39. 死亡による退職であるため

40. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

41. 死亡による退職であるため

42. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

43. 死亡による退職であるため

44. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

45. 死亡による退職であるため

46. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

47. 死亡による退職であるため

48. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

49. 死亡による退職であるため

50. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

51. 死亡による退職であるため

52. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

53. 死亡による退職であるため

54. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

55. 死亡による退職であるため

56. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

57. 死亡による退職であるため

58. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

59. 死亡による退職であるため

60. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

61. 死亡による退職であるため

62. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

63. 死亡による退職であるため

64. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

65. 死亡による退職であるため

66. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

67. 死亡による退職であるため

68. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

69. 死亡による退職であるため

70. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

71. 死亡による退職であるため

72. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

73. 死亡による退職であるため

74. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

75. 死亡による退職であるため

76. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

77. 死亡による退職であるため

78. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

79. 死亡による退職であるため

80. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

81. 死亡による退職であるため

82. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

83. 死亡による退職であるため

84. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

85. 死亡による退職であるため

86. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

87. 死亡による退職であるため

88. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

89. 死亡による退職であるため

90. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

91. 死亡による退職であるため

92. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

93. 死亡による退職であるため

94. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

95. 死亡による退職であるため

96. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

97. 死亡による退職であるため

98. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

99. 死亡による退職であるため

100. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため